

一般競争入札を行いますので、次のとおりお知らせします。

ただし、本件業務は、京都市住宅供給公社発注のものであり、京都市契約事務規則等の京都市が定める諸規定に基づいて入札・契約事務を行いますので、入札手続中に京都市電子入札システムにより表示される手続画面及び出力される帳票において「京都市長」とあるのは、「京都市住宅供給公社理事長」と読み替えます。

令和5年7月20日

京都市住宅供給公社理事長 岩崎 清

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

京都市向島市営住宅修繕工事設計業務委託 ただし、11街区排水管ほか改修工事実施設計業務委託

(2) 履行場所（対象）

京都市伏見区向島清水町47番地1

(3) 業務概要

以下の改修工事の実施設計を行うものである。

- ア 雜排水及び汚水住戸内横引き管の改修
- イ 雜排水及び汚水屋外埋設管の改修
- ウ 雜排水及び汚水排水枠の改修
- エ 雜排水及び汚水住戸内横引き管のライニング及び一部改修
- オ 雜排水及び汚水屋外埋設管のライニング及び一部改修
- カ 雜排水及び汚水排水枠の洗浄及び一部改修

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和6年2月28日まで

(5) 支払条件

前金払は請負代金の3割を超えない範囲内で支払い、部分払はなしとする。

2 本件入札に関する問合せ先

京都市行財政局管財契約部契約課工事契約担当

（電話075-222-3313）

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、現に京都市競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、同日 ((4)にあっては、お知らせの日から開札の日までの間) において、次に掲げる全ての条件を満たす者。

- (1) 令和3年度以前から本市内に本店（主たる事務所）を有していること。
- (2) 競争入札有資格者名簿（測量・設計等）の設備設計種目に登録されていること。
- (3) 次のア～ウのいずれかの要件を満たす管理技術者を1名配置できること
 - ア 設備設計一級建築士の資格を有し、かつ3年以上の設備設計の実務経験を有していること。
 - イ 建築設備士の資格を有し、かつ3年以上の設備設計の実務経験を有していること。
 - ウ 1級管工事施工管理技士の資格を取得後、5年以上の機械設備設計の実務経験を有していること。
- なお、配置予定の技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある（入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係がある）こと。
- (4) 京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

 - ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

 - (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

 - (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている

場合。

- a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d その他業務を執行する者であって、aからcまでに掲げる者に準じる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
上記ア又はイと同視できる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札方法等

- (1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。
京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイの方法による。
 - ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）
なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていなければならない。
 - イ 京都市から入札端末機利用者カードの交付を受けている者が、京都市行財政局管財契約部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機を使用すること

により入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

入札端末機の利用時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除き、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

- (2) 本件入札に参加しようとする者は、お知らせの日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、当該業務に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(6)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手すること。（この場合、設計図書等を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていなければならない。）

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるが、この場合、インターネットを利用して複写承認書を入手のうえ、(3)により設計図書等を購入すること。

イ 端末機利用者は、契約課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手（この場合、複写承認書を入手できる期間終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）のうえ、(3)により設計図書等を購入すること。

- (3) 上記(2)ア後段及び(2)イにより当該業務に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を、上記(2)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

（設計図書等の販売業者）

株式会社平安光業

京都市中京区間之町通御池上ル高田町503花柳ビル1F

（電話075-231-1177）

想定販売金額 1,820円

	A 1 判	A 2 判	A 3 判	A 4 判
白黒				91枚
カラー				

- (4) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
- (5) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(6) 入札期間

令和5年8月4日（金）、7日（月）及び8日（火）の午前9時から午後5時まで。
ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(7) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 9,280,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格は、落札者を決定した日から契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から契約課ホームページ「京都市入札情報館」で公表する。
(「京都市入札情報館」のURL)

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>

最低制限価格の算定に用いた区分 「建築設計（建築関係の設備設計を含む。）」

(8) 入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却せず、本市の入札・契約事務で使用する。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式）

イ 技術者配置予定調書（別紙様式）

配置予定の技術者を記載し、設備設計一級建築士、建築設備士又は1級管工事施工管理技士の資格証の写し、3(3)に示す要件を満たす実務経験を記載した実務経験証明書、雇用関係を証明できる書類の写し等を添付すること。

なお、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者の配置は、死亡、重篤な傷病、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有

する者への交代であるときを除いて認められない。

また、履行期間中の交代は、次のいずれかの場合を除いて認められない。

(ア) 死亡、重篤な傷病、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき。

(イ) 受注者の責によらない大幅な履行期間延長があった場合、履行期間が多年に及ぶ場合等で、業務の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したとき。

(9) 一般競争入札参加資格確認申請書等の様式の交付

前項で「別紙様式」としたものについて、本件入札のお知らせの日から入札期間終了まで、「京都市入札情報館」及び契約課に設置する入札端末機にお知らせと併せて掲示するので、A4判で使用すること。

(10) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office最新版で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Reader DCで扱えること。）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

封入、封かんし、封筒に入札番号及び業務名のみを記載して、入札期間内に契約課に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(11) 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問は、受け付けない。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

令和5年8月9日（水）午前9時

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、有効な入札を行った者のうち、

入札金額が同額の者が2者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

(4) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、全ての入札者の商号（法人にあっては名称）及び入札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

(5) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかつた理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌々開庁日の午後5時までに、その旨を記載した書面を契約課に持参し、提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

京都市契約事務規則第6条の2各号に該当する入札（入札に関する条件に違反した入札）は、無効とする。

8 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否　　要

(4) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げ

る事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。

イ 非落札者が、契約者から本件業務を受託すること。 (契約者と直接契約を締結しない場合を含む。)

(5) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、落札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(6) 本お知らせ及び仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則その他本市が定める条例、規則、要綱、要領等のほか関係法令等によるものとする。

(7) 本件は、「業務委託契約書第60条第2項の規定にかかわらず、発注者の被った損害額が同項に規定する違約金の額を超過する場合には、当該超過額の賠償を受注者に請求することを妨げないものとする。」との特記事項を付して契約を締結する。

(京都市住宅供給公社)